

秋の火災予防運動

11月9日(火)から15日(月)まで、全国一斉秋季火災予防運動実施期間です。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、財産の損失を防ぐことを目的に実施します。

防火標語(2021年度全国統一防火標語) おうち時間 家族で点検 火の始末

住宅防火いのちを守る10のポイント

4つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使う時は火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な方は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

住宅用火災警報器の設置は義務です

消防法により、住宅用火災警報器の設置は義務となっています。住宅火災からの逃げ遅れを防ぐため、設置されていない家庭は、必ず設置してください。

▶問い合わせ 消防本部予防課 ☎550-2121



消防署所再編計画(案)に対する 意見を募集します

本市は、昭和57年以来、1本部1署3分署体制で消防を担ってきましたが、消防の効率的・効果的な体制を構築し、持続可能な消防力の充実強化を図るため「行田市消防署所再編計画」の策定を進めています。

このたび、「行田市消防署所再編計画(案)」がまとまりましたので、市民の皆さんなどから広く意見を募集するものです。

- ▶意見募集期間 12月8日(水)～令和4年1月7日(金)
- ▶閲覧場所 消防本部、市政情報コーナー※市ホームページでも閲覧可
- ▶意見の提出が可能な方 次のいずれかに該当する方
 - 市内在住の方
 - 市内で事業を行っている方または団体など
 - 市内在勤・在学の方
 - 本市に対して納税義務を有する方または団体など
 - その他、当該計画に対して利害関係を有する方または団体など

▶意見の提出方法 住所、氏名、電話番号を明記の上(様式自由)、持参(土・日曜日、祝日を除く)、郵送、Eメール、FAXのいずれかの方法により提出してください。

【持参・郵送】〒361-0023 行田市長野4389-1 行田市消防本部総務課【Eメール】shoubo-s@city.gyoda.lg.jp【FAX】556-8151

- ▶その他
 - 電話や口頭での受け付けは行いません。
 - 頂いた意見に対する個別の回答はしません。
 - 個人を特定できないように編集し、概要を市ホームページで公表します。
 - 意見に基づいて計画を修正した場合は、その内容を公表します。

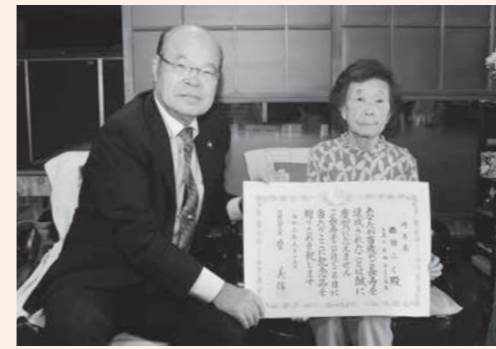
▶問い合わせ 消防本部総務課 ☎550-2119

住宅用火災警報器設置に関する アンケートにご協力を

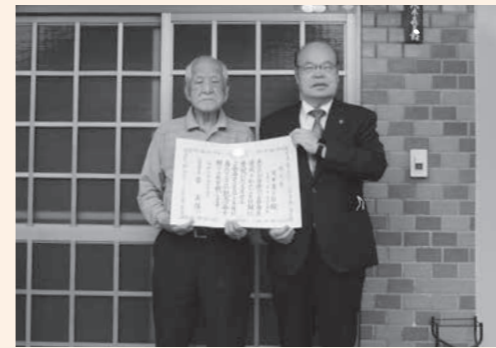
消防本部では、住宅用火災警報器の設置率向上を図るために、アンケート調査を実施します。消防職員が、任意抽出した世帯を訪問する場合がありますので、ご協力をお願いします。訪問時には、必ず立入検査証を提示しますので、ご確認ください。

なお、消防署が特定の業者に依頼して住宅用火災警報器を直接販売することや、部屋に入っただけの確認・点検を行うことは一切ありません。悪質な訪問販売なども報告されていますので、ご注意ください。

▶問い合わせ 消防本部予防課 ☎550-2121



面田 ふくさん



茂木 喜三郎 さん

令和3年度に100歳を迎えられる26人の皆さんの中から、3人の方を市長が表敬訪問し、国から預かった内閣総理大臣の祝い状および銀杯とともに、市からの記念品をお届けして、長寿を祝福しました。

▼問い合わせ 高齢者福祉課 高齢福祉担当(内線225)



黄田 樹 さん

石井市長がご長寿の方々に 表敬訪問しました



ウィズコロナ「新しい生活様式」対応事業

高齢者の方のスマートフォン購入費用を補助します

スマートフォンを初めて購入した高齢者の方に、端末購入費用の一部を補助します。

▶対象 次の条件を全て満たしている方

- 市内在住の満65歳以上の方
- スマートフォンを初めて所持、購入された方
- 非営利かつ自ら使用する目的で端末を購入された方
- 市税などを滞納されていない方
- 令和3年10月1日以降に対象店舗でスマートフォンを購入およびデータ通信契約をし、かつ店舗が主催するスマートフォン利用講座を受講していること
- 市公式のソーシャルネットワーキングサービスまたはメール配信に登録していること

※次のものは補助対象外です。

- データ通信契約をせず、端末のみの購入費用
- 端末購入により発生する事務手数料、送料、サイト加入料など
- 対象店舗以外で購入した端末の購入費用

▶対象店舗 ドコモショップカインズモール行田店(持田780)、auショップ行田(佐間1-7-14)、ソフトバンクショップ行田(佐間2-1-14)

▶補助金額 スマートフォンの端末購入費用(消費税を除く)の3分の2(上限額10,000円、1人につき1回まで)※店舗によるポイント値引きは、ポイント値引き後の金額が補助対象となります。

▶必要書類

- ①行田市スマートフォン購入費補助金交付申請書兼請求書
 - ②受講証明書
 - ③所有者氏名、購入年月日、機種、数量、金額、販売業者名が明記されている書類の写し(契約に関する書類も必ずご持参ください)
 - ④申請者名義の振込口座の写し
- ※申請に必要な書類は、各対象店舗または商工観光課で配布(市ホームページからもダウンロード可)

▶申し込み 令和4年3月11日(金)までに必要書類を同課へ提出してください。

※予算がなくなり次第終了

▶問い合わせ 同課(内線374・383)